

知財法務の勘所Q & A（第29回）

標準必須特許について（下）



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 安田 達士

弁護士 小島 諒万

監修：弁護士 清水 亘

Q4 FRANDとは何ですか？

A4 FRANDとは、fair, reasonable and non-discriminatory（公平、合理的かつ非差別的）の頭文字をとった言葉です。ライセンシー（被許諾者）に対して特許をライセンスする際の条件が公平、合理的かつ非差別的であることをFRAND条件といいます。また、ライセンスポリシーとしてFRAND条件を採用すると一般に公表することをFRAND宣言といいます。FRAND条件は、主に標準必須特許が関係する場面で問題となります。

1. FRANDの背景

標準化団体は、通常、特許に関するライセンスポリシーを定めています。ライセンスポリシーには様々なパターンがあり得ますが、ライセンシーに対して特許をライセンスする際の条件が公平、合理的かつ非差別的であることをFRAND条件（fair, reasonable and non-discriminatory terms and conditions）といいます。

FRAND条件が問題になるのは主に標準必須特許が関係する場面ですが、そもそも、技術を普及させることを目的とする標準化と特定の者に独占排他権を認める特許制度との間には、相反する側面があります。そこで、標準化団体は、特許権者がFRAND条件で特許をライセンスすることを約束する場合にのみ特許技術を標準に含めることを認めて、特許紛争を防止しつつ、標準規格の実施に不可欠な特許（標準必須特許）の活用を促してバランスを図ってきました¹。そのため、多くの標準化団体では、参加者に対して、①必須特許の存在を明らかにすること、及び、②そのような必須特許については、当該特許を、標準技術の実施者に対して、非差別的に、合理的な条件の下でライセンスする旨を述べた宣言（FRAND宣言）を行うことを求めています²。

1 特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」1頁参照

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>